

## 渡航手続代行条件書

渡航手続代行条件書 お申し込みの際は必ずこの条件書をお読みください。

この書面は、旅行業法 12 条の 4 に定める取引条件説明書面および同法 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。

### 1 渡航手続代行契約

- (1) 岸和田観光バス 株式会社 [大阪府知事登録旅行業 第 2-779 号](以下「当社」といいます)は、当社の募集型企画旅行契約、受注型企画旅行契約、若しくは手配旅行契約を締結されたお客様と、渡航手続代行契約を締結します。
- (2) 当社はおお客様の委託により、当社所定の渡航手続代行料金を申し受け、以下の書類作成、およびこれらに関する業務を行うことを引き受けます。
  - ・出入国記録証(E/Dカード)の作成
  - ・旅券申請書類の作成
  - ・査証申請書の作成と申請代行
- (3) 本条件書に定めのない事項は当社旅行業約款(渡航手続代行契約の部)によります。

### 2 お申し込み

- (1) 当社の所定の申込書にご記入のうえ、お申し込みいただきます。また、契約は当社が承諾し、申込書を受理したときに成立するものとします。
- (2) 当社は電話等の通信手段によるお申し込みをお受けする場合があります。この場合、契約は当社が契約の締結を受諾した時に成立します。
- (3) 当社はおお客様が下記の[1]～[3]の何れかに該当した場合は、お申込みをお断りする場合があります。
  - [1] お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。
  - [2] お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
  - [3] お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
- (4) 当社は業務上の都合により、お申し込みをお断りする場合があります。

### 3 書類の提出

- (1) お客様は当社が定める期日までに必要な書類、資料等を当社にご提出ください。

### 4 渡航手続代行料等のお支払い

次の料金を当社所定の期日までにお支払いください。

- (1) 当社所定の渡航手続代行料金。
- (2) 日本の官公署、在日公館等に支払う手数料、査証料、特定の手続き代行業者に支払う委託料その他の料金
- (3) 郵送実費、交通実費、その他の費用が生じた時の当該費用。

### 5 契約の解除

- (1) お客様の解除権  
お客様はいつでも契約を解除することができます。
- (2) 当社の解除権  
次の各々に該当する場合、当社は渡航手続きの代行契約を解除することがあります。
  - [1] お客様と当社または当社が受託する他の旅行業者との旅行契約が解除されたとき
  - [2] お客様が所定の期日までに渡航手続き書類を提出されないとき
  - [3] 当社が、お客様が提出された渡航手続き書類に不備があると認めるとき
  - [4] お客様が第 4 項に規定する料金を期日までに支払われないとき
  - [5] 当社の責に帰すべき理由によらず、お客様が旅券、査証、再入国許可または各種証明書を取得できないか、その可能性が極めて大きいと当社が認めるとき
  - [6] お客様が第 2 項第 3 号[1]～[3]の何れかに該当することが判明したとき
- (3) 当社は本項(1)、(2)により契約が解除されたときは、日本の官公署、在日公館等に既に支払った手数料、査証料、審査および特定の手続き代行業者に支払った委託料と当社が既におこなった業務に係わる手続代行料金

を申し受けます。

## 6 当社の責任

- (1) 当社は本契約の履行に当たって、当社の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被らされた損害を補償いたします。ただし、損害発生の翌日から起算して 6 ヶ月以内に当社に対して通知があった場合に限りです。
- (2) 当社は、本契約により、お客様が旅券等を取得できることや、関係国への出入国を許可されることを保証するものではありません。従って、当社の責に帰すべき理由によらず、お客様が旅券等を取得できなかつたり、関係国への出入国を許可されなかつたりとしても、当社はその責任を負いません。

## 7 渡航手続代行料金

出入国記録書類の作成・旅券取得書類等の作成・査証取得書類等の作成とは別に下記の料金を申し受けます。

- (1) 旅券印紙代、当該国の支払う査証料、審査料等。
- (2) 査証、招聘状等の取得手続き等特定の手続き代行業者に委託しなければならないときはその委託料。
- (3) 査証申請をすべき領事館等が遠隔地の場合、交通費および郵送実費。
- (4) 査証の手続きについてはすべて 1 カ国についての料金となります。
- (5) お客様ご自身で手続きをされた場合料金は不要です。

## 8 個人情報の取り扱いについて

岸和田観光バス株式会社(以下、当社という)は、事業運営上お客様の個人情報(氏名・電話番号等)を取扱うにあたり、その重要性を認識するとともに、個人情報保護に関する法令を遵守致します。

- (1) 個人情報の利用目的  
当社は、お客様からお預かりした個人情報を、以下の利用目的の達成に必要な範囲でのみ利用します。
  - [1] 運送事業のお引き受け、安全輸送及びそれに関連・付随するサービスの提供
  - [2] 関連会社・提携会社を含む運送事業等に関する業務
- (2) 個人情報の第三者への開示  
当社は、お客様の同意がある場合、法令等により要求された場合を除き、お客様からお預かりした個人情報をいかなる第三者にも提供・開示しません。
- (3) 個人情報の開示・訂正・利用停止等  
当社は、お客様よりお預かりした個人情報に関して、お客様ご本人が確認、訂正等をご希望される場合、合理的な範囲内で速やかに対応いたします。その際、お客様がご本人であることを確認させていただく場合がございますので、予めご了承ください。